

道路空間を活用した イベントに伴う 道路占用ガイドライン

平成28年4月 川崎市
建設緑政局道路管理部路政課

ガイドライン策定にあたって

現在、急激な人口減少や高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題になっており、また、川崎市の強みや魅力を、市民や他都市の方にもっと広くアピールし、都市イメージの向上を図るため、さらなる取組が必要です。国、他都市においては、このような課題の解決方法の一つとして、道路の空間を利用した地域の活性化や都市における賑わいの創出等を図り課題の解決を行っています。

それらの背景を踏まえ、川崎市においても、道路を川崎市や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として利用できるよう、今まで以上に弾力的に道路占用を認めることとしました。

本ガイドラインは、それらの道路の活用に対する要請に応えるとともに、適切な道路の管理が図られるよう道路管理者として道路管理上支障のない範囲で賑わいを創出する路上イベントを支援するものです。

1 道路占用とは

道路の占用：道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用すること



路上イベントで道路上にテーブルやイスやステージ等を継続して設置する場合、道路の占用許可申請が必要となります。

では、どのような場合、道路占用許可をうけることができるのでしょうか。

2 道路占用の許可基準

- (1) 占用目的 (2) 占用主体 (3) 占用期間
(4) 占用場所 (5) 占用物件の構造 (6) 許可の条件

の要件を満たした場合、許可を受けることができます。

※上記の要件を満たしていても、現地の状況等により許可できない場合があります。

具体的な許可基準は、次のとおりです。

(1) 占用目的

- ア 地域の活性化や賑わいの創出などの観点から、国・地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となって取り組むもの
- イ 国・地方公共団体が実施するものでない場合や国・地方公共団体が協議会、実行委員会などに参加していない場合であっても、地域住民・団体などが一体となって取り組み、かつ、国・地方公共団体が、地域の活性化などの観点から当該路上イベントを支援するもの

純営利目的であるものや地域の活性化と謳っているものの明らかに内容が営利目的であるもの等は許可の対象となりません。

(2) 占用主体

ア 国・地方公共団体

イ 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等

ウ 国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体

- 1 国・地方公共団体が支援、後援しているかどうかの確認を行う必要がありますので、支援、後援がわかる「共催・後援承諾通知書」等を用意してください。
- 2 地域住民や地域の町内会、商店会、他の道路利用者の理解を得られるよう、事前に周知を行ってください（特に、上記（2）ウの場合）。

(3) 占用期間

占用の期間については、1、2日の一時的なものから数週間といった継続的なもの、又は、土日祝日のみ開催するような反復的なものについても実施可能です。

継続的・反復的に実施する場合、占用主体は次に限ります。

1 国・地方公共団体〔2（2）占用主体のア〕

2 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会実行委員会等〔2（2）占用主体のイ〕

(4) 占用場所

ア 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

【例】信号機を隠すようなモニュメントの設置
道路標識、案内板を塞ぐようなテントの設置等

イ 歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること。ただし、交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

ウ 路上イベントに伴う占用物件は、歩車道境界線から0.25mの間隔を保った場所に設置すること。ただし、交通規制を伴う場合で、道路管理者及び交通管理者が道路の構造又は交通に支障がないと認めた場合については、この限りではない。

エ 近傍に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に原則として0.4m以上の間隔を確保できる場所であること。ただし、別途の対応措置を施し、道路管理者が視覚障害者の通行に支障がないと認めた場合、この限りではない。

- 1 川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアルの「Ⅱ. 整備の基本的な考え方」にて杖使用の視覚障害者の歩行幅員を視覚障害者誘導用ブロックから40cm以上としています。
- 2 別途の対応措置とは、例えば、迂回路として仮設の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、視覚障害者を介助できる誘導員が設置されていること等の視覚障害者用誘導ブロックと同等の効用が認められる措置を指します。

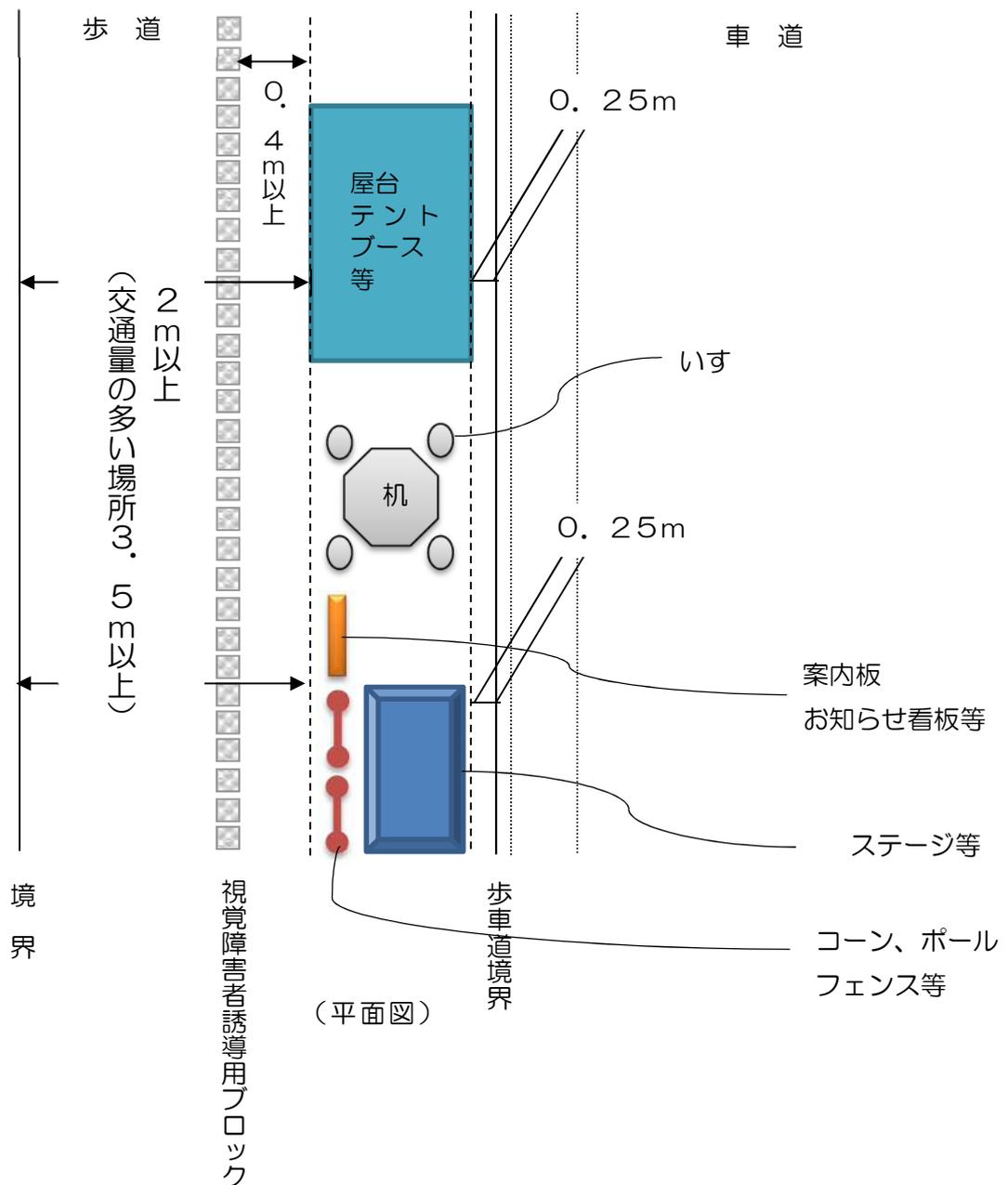
それらに加えて、次の場所については占用を禁止しています。

- 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- 横断歩道又は踏み切りの前後の側端からそれぞれ前後5メートル以内の部分
- バス停留所標識、消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

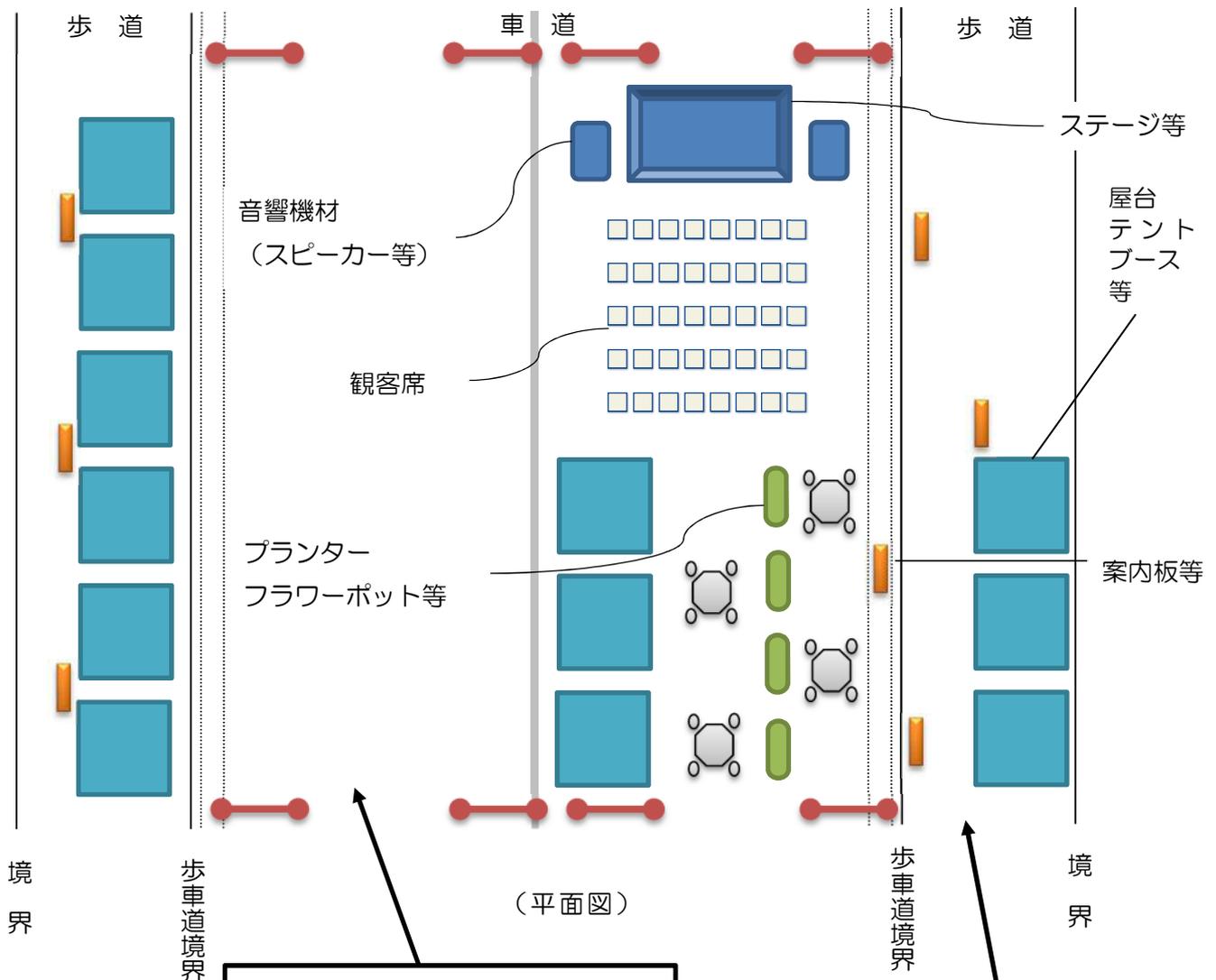
交通規制を伴う場合については、一部禁止場所を解除する場合があります。
 【例】交通規制のため交差点に車両が入ることができない場合、交差点の側端から5メートル以内の部分は禁止場所とならない等

※交通管理者の判断も必要になります。事前に交通管理者と相談してください。

設置例1（交通規制を伴わない場合）



設置例2（交通規制を伴う場合）



緊急時や災害時に速やかに緊急車両が通行できるように、車両が通ることができる空間を確保してください。

イベントに関係のない歩行者もいますので、歩道の動線を確保してください。

交通規制を伴う場合でも、緊急時や災害時に緊急車両が通行できるように車道の横断方向を全て塞ぐような占用物件を設置することはできません。ただし、緊急の際にすぐに動かせる占用物件や占用物件に当たらないもの等であれば設置できる場合があります。

【例】ブルーシートを敷く、軽易なポールを設置する等

(5) 占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観などに配慮するものであること。

- 1 主な占用物件としては、
テント、パラソル、ステージ、イス、電飾、フラワーポット、フェンス、コーン、ベンチ、のぼり旗、看板、案内板等 です。
地域活性化や賑わいの創出に資するため、本来、占用許可を認めていない占用物件についても弾力的に占用許可を行います。
そのため、路上イベントに係る占用物件ということがわかるよう、占用物件には路上イベント名を明記してください。
- 2 路上イベントの占用物件は、路上イベントの行われている範囲内に設置するようにし、申請の際には、イベントの範囲を図示してください。
- 3 道路の構造に支障を及ぼすとは
【例】アスファルトに杭を打って占用物件を固定すること等
- 4 継続的・反復的な路上イベントの場合、のぼり旗、看板の設置ができません（屋外広告物条例施行規則第11条の別表第2）。

(6) 占用許可の条件

代表的な条件として以下の項目が挙げられます。

ア 迂回路や駐車場などの交通案内を行うこと。

イ 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場などを確保すること。

路上イベントは普段と比べ多くの来客が見込まれます。そのため、道路本来の目的である一般交通を損なわないよう、一定の駐車場の確保を条件とする場合があります。

ウ 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。

それらに加えて、地域住民等の理解を得るための方法として、美化活動や放置自転車対策等の公益活動を条件とする場合があります。

エ 関係車両の出入りについて、緊急車両等の通行に支障とならないようにすること。

非常時（傷病者が発生した、災害が発生した等）に、緊急車両が速やかに通行できるようにしてください。

オ 占用物件は、信号機や道路標識と類似し、これらの効用を妨げ、またはその視認性を害するものではないこと。

カ 実施期間中において道路の要所へ交通誘導員を配置すること。

路上イベント等の実施期間中、歩道は地域の活性化などのために活用される空間としての機能が大きく発揮されますが、同時に、一般交通という道路本来の機能も必要です。

よって、路上イベント開催中は道路上の一定の場所・区間に多数の人々が集まることに伴う通行上の危険を防止し、円滑な通行を確保することや、路上イベント終了後の原状回復を適切に行うための方策について、十分な注意を払う必要があります。

それら許可条件に加えて、次のとおりの行為を禁止しています。

禁止内容

- 公序良俗に反すること。
- ギャンブル（公営の競輪、競馬を除く。）に関する事。
- 政治活動に関する事。
- 政治、経済、外交、社会問題等の主義又は主張を述べる事。
- 宗教活動に関する事。
- その他、道路管理者が不相当と認める事。

そのほかに、別表1「その他占有許可基準、占有料のチェックポイント」も参考にしてください。

（7）許可条件等に違反した場合

道路法第71条により許可を取り消す場合があります。そのような場合、次回以降についても占有許可をすることが難しくなりますので、許可書に付した条件を守って、路上イベントを開催してください。

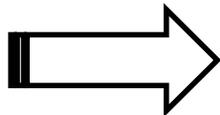
また、許可を受けた際に、次の条件により占用料が発生する場合があります。

3 占用料（併せて別表2「占用許可の基準と占用料の体系」を参照）

(1) 占用主体が、

ア 国・地方公共団体〔2（2）占用主体のア〕

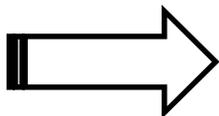
イ 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等〔2（2）占用主体のイ〕



免除

(2) 占用主体が、

国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体〔2（2）占用主体のウ〕であり、収益が発生しない場合



免除

(3) 占用主体が、

国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体〔2（2）占用主体のウ〕であり、収益が発生するが、路上イベントの運営費等に充当する場合

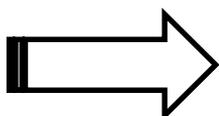


免除

路上イベント終了後、運営費用に充当されたことを確認することができる報告書を提出していただきます。

(4) 占用主体が、

国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体〔2（2）占用主体のウ〕であり、収益が発生するが、路上イベントの運営費等に充当しない場合



占用料徴収

収入の帰属先が営業の販売主体であるかを確認します。

※露店等の専門業者に依頼し、「生業」として行うものに関しては、占用料を徴収します。

4 他都市のイベント事例

● 横浜市「ウェイトースレースジャパン」

実施主体：日本ウェイトースレース協会／日本大通り活性化委員会
（後援：神奈川県、横浜市）

実施場所：日本大通り

実施内容：道路上でウェイトーがグラスやボトルを載せたトレイを持ち、ウェイトーが速さと優雅さを競うというイベントです。

占用物件：アーチ、テント等

主な特徴：持続可能な賑わいを創出することを目的とした日本大通り活性化委員会という地元団体が存在しており、路上イベント実施前の説明・相談の窓口となり、多種多様なイベントを日本大通りで開催しています。



提供：日本大通り活性化委員会

● 札幌市「YOSAKOIソーラン祭り」

実施主体：YOSAKOIソーラン祭り実行委員会

実施場所：大通地区

実施内容：高知県のよさこい祭りの「鳴子」と北海道の民謡「ソーラン節」をミックスして誕生し、色とりどりの衣装を身にまとい、鳴子を手にした踊り子たちが、ソーラン節のメロディに合わせて躍動するイベントです。

占用物件：栈敷席、バナー、看板、イベントブース等

主な特徴：札幌市では、大通地区に限定した要綱があり、その中で占用物件や広告物の規定をしています。



提供：YOSAKOI ソーラン祭り組織委員会

● 福岡市「博多どんたく」

実施主体：福岡市民の祭り振興会

実施場所：どんたく広場（明治通り、地下鉄中州・川端駅付近）

実施内容：毎年5月3・4日の2日間、老若男女が思い思いの仮装でシャモジを叩いて町を練り歩き、町に作られた舞台、広場で踊りを披露します。

占用物件：ステージ、ちょうちん、露店等

主な特徴：比較的1日の開催時間が長く、どんたく広場をはじめ市内各地で多彩なイベントを開催しています。



● 広島市「ひろしま朝市」

提供：福岡商工会議所

実施主体：ひろしま朝市実行委員会

実施場所：平和大通り南側緑地帯（中区富士見町）

実施内容：都心部における「地産地消と都市農村交流」推進の拠点を目指して、広島市内の農林水産業者が生産した新鮮な野菜や果物、花や水産物のほか、漬物、餅などの加工品等を販売します。

占用物件：コンパネ（1店あたり3㎡）

主な特徴：一日単位のイベントが多い中で「ひろしま朝市」は毎週日曜日の8時15分から10時まで開催しています。



提供：広島市役所経済観光局

5 その他許認可

「道路占用許可＝路上イベントの許可」ではありません。

道路占用許可は、路上イベントに係る道路上の占用物件（テント、ステージ等）に対する許可です。

併せて、警察の道路使用の許可が必要になります。前述したとおり、交通規制の有無により、占用許可を判断する場合がありますので、路上イベントを行う所管の警察署にも事前相談を行ってください。

また、食品営業の許可（各区役所衛生課）、建築確認（建築審査課）や催物開催届（市内各消防署）等が必要になる場合があるので、時間的な余裕をもって事前に関係部署に確認・相談を行うことが重要です。

6 申請手続き

道路占用許可申請は、路上イベントを開催する区の区役所道路公園センター管理課利用調整係に下記の申請書類を提出してください。申請は、時間的に余裕をもって行い、特に新規申請の場合は、事前に相談するようにしてください。

【申請書類】

- (1) 道路占用許可申請書
- (2) 道路占用料免除願い（免除対象の場合）
- (3) 平面図（占用物件の位置、イベント開催の範囲、禁止場所に設置していなか
どうか分かるもの）
- (4) 占用物件の仕様書（構造や形状、材質等がわかるもの）
- (5) 管理体制表、実行委員会・協議会等名簿一覧表等
- (6) 共催・後援承諾通知書等（国・地方公共団体が支援する実施主体の場合）
- (7) イベント関係書類（イベント概要書、企画書等イベントの内容がわかるもの、
スケジュール表等）
- (8) その他必要書類

【申請先】

川崎区役所道路公園センター管理課利用調整係	TEL：244-3206
幸区役所道路公園センター管理課利用調整係	TEL：544-5500
中原区役所道路公園センター管理課利用調整係	TEL：788-2311
高津区役所道路公園センター管理課利用調整係	TEL：833-1221
宮前区役所道路公園センター管理課利用調整係	TEL：877-1661
多摩区役所道路公園センター管理課利用調整係	TEL：946-0044
麻生区役所道路公園センター管理課利用調整係	TEL：954-0505

その他占有許可基準、占有料のチェックポイント

別表 1

目的

- ・地域の活性化、賑わいの創出が主目的か
- ・純営利目的ではないか

memo

・地域の活性化、賑わいの創出に資するもので、地域住民・団体の理解が得られるものかどうかを確認します。

占有主体

- ・有事の際の責任能力があるか
- ・営利目的のために行われる特定企業が占有主体でないか
- ・地域の活性化、賑わいの創出を達成できる占有主体か
- ・交通確保や駐車場、交通整理ができる占有主体か

memo

- ・緊急時における誘導、事故発生時における管理能力の確認をします。
- ・道路は公共的な場所であるため特定企業の営利目的は認められません。
- ・地域の活性化につながるものに関しては、肯定的に捉えますが、地元住民・団体の理解が得られるか確認します。
- ・路上イベントでは多くの人々が来場するため、交通整理や駐車場の確保等ができていないか確認します。

占有物件

- ・道路の交通、構造に影響を与えるものではないか
- ・道路の交通に影響がある場合、交通管理者の許可をえられるか
- ・道路の構造に影響がある場合、原状回復ができるか
- ・占有物件は、路上イベント開催区域であれば弾力的に認められます
- ・【例】カラーコーン、テーブル、イス、旗、看板等

memo

- ・交通に影響がある場合、所轄署との協議を密に行います。
- ・路上イベントで道路損傷（道路を汚す等）した場合、道路清掃等にて原状回復をさせる旨確認します。
- ・占有許可を受けた物件には、路上イベント名を明記してください。

営業の 販売主体

- ・営業行為を行う主体が専門業者（露店業や各商店主）であるか
- ・地域活動の場合、地域が販売主体か

memo

・露店等の専門業者に依頼し、「生業」として行うものに関しては、占有料を徴収します。

収入用途

- ・収入の帰属先が営業の販売主体であるか
- ・収入が路上イベントの運営費用に充当されているか

memo

- ・収入の帰属先が営業の販売主体であれば、占有料を徴収します。
- ・収入が路上イベントの運営費用に充当された報告書を提出してください。

その他

- ・国・地方公共団体がどの程度関与しているのか

memo

・国・地方公共団体から協賛や後援等を確認できる「共催・後援承諾通知書」等を用意してください。

占用許可の基準と占用料の体系

別表2

※占用許可できる場合でも、占用の場所や物件の構造等により許可することができない場合があります。

